

# 共済積立貯金

新規加入・積立額変更

利率  
年**0.20%**  
(税引後 年0.179685%)

申込受付期間

8月下旬～9月上旬

詳細については  
決まり次第お知らせします

有利

年**0.20%** ※裏面ご参照  
(税引後 年0.179685%)

- 定期預金よりも有利です。
- 金融情勢によって変動することがあります。

便利

積立では 払戻しは  
(俸給、期末・勤勉) (月2回可能)  
(手当から控除) (11日、26日に指定  
銀行へ振込)

- 払戻手数料は一切かかりません。

安全

預金保険法の適用対象商品では  
ありませんが、お預かりした  
資金は、国が保証する国債等  
で運用しており、安心してご利用  
いただけます。

## 共済積立貯金の 運用の安全性について

共済積立貯金では、お預かりした積立金の大部分を国債等による運用を行っています。  
共済積立貯金は、預金保険(※ペイオフ制度)の適用対象ではありませんが、国が元利金の支払を保証した  
国債等で運用していますので、安心して積立をしていただけます。  
※ペイオフとは、万が一金融機関が破たんした場合、預金保険法により預金者の利益を保護する制度です。  
保護される上限額は、一預金者が一金融機関に預入れている預金の元本1,000万円までとその利息  
の合計額となっています。

## 個人情報の 取扱いに関するお知らせ

共済積立貯金事業の運営に当たり、提出していただきました個人情報については、同事業の事務手続の  
目的以外に使用することはありません。  
また、当該個人情報については、同事業に係る必要な事務手続等を行うため当組合が協定を締結した  
事務委託会社へも提供していますが、厳重な漏えい防止策を講じて、厳正な管理を行っております。

刑務共済組合

事務委託会社  MUFG 三菱UFJ信託銀行

**① 加入申込みは……** 「貯金加入申込書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、共済係担当者へ提出してください。  
 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税扱いを受ける場合は「非課税貯蓄申告書・申込書」及び「障害者手帳等の写し」を添えて、共済係担当者へ提出してください。

**② 積立額変更は……** 「積立金(変更・中断・復活)申込書」に必要事項を記入して共済係担当者へ提出してください。



## 利率比較表

※平成25年1月1日以降、復興特別所得税と合わせて20.315%課税  
 (令和6年3月末日現在)

種類	共済積立貯金	銀行		ゆうちょ銀行	
		スーパー定期 (300万円未満)	普通預金	定額貯金	通常貯金
期間	自由(月2回払戻し可) ※加入後6ヶ月間は払戻しが出来ません。	1年	自由	1年	自由
利率	現行利率 <b>0.20%</b> なお、金利変動により「利率」が変わることもあります。 (税引後0.179685%)	0.025% (税引後) (0.019%)	0.02% (税引後) (0.015%)	0.002% (税引後) (0.0015%)	0.001% (税引後) (0.0007%)

## 共済積立貯金積立額早見表例

※毎月積立ての場合(定時積立金)

(単位:円)

積立金額 \ 年数	1年	2年	3年	5年
5,000	60,040	120,180	180,420	301,180
10,000	120,080	240,360	※360,840	602,350
20,000	240,170	480,730	721,670	1,204,710
30,000	360,260	721,100	1,082,510	1,807,070

(10円未満切捨)

※ボーナス(年2回)積立ての場合(臨時積立金)

(単位:円)

積立金額 \ 年数	1年	2年	3年	5年
30,000	60,040	120,180	180,420	301,190
50,000	100,070	200,310	300,710	501,980
100,000	200,150	400,620	※601,410	1,003,960
200,000	400,300	801,250	1,202,830	2,007,920

(10円未満切捨)

(注) ① 上記計算は4月1日～3月31日を1年としたモデル計算で20.315%課税扱い概算の数値です。

(利率年0.20%・元利合計)

② 毎月積立てと賞与時の積立て(臨時積立金)を組合わせた場合は合算してください。

例えば、毎月1万円、賞与ごと10万円を3年間積立てた場合は962,250円(※印の合計額)が元利合計となります。

なお、臨時積立金だけの積立てはできません。

③ 貯金の残高は毎年3月及び9月の末日計算で通知します。

(毎年3月末日に利息計算し、4月1日に元金に繰り入れ)

④ 金融情勢の変動により、利率を変更することもあります。この場合、表の金額も変わります。

⑤ なお、平成25年1月1日から令和19年12月31日まで(25年間)、復興特別所得税と合わせて20.315%課税扱いとなります。